



なくそう。
うっかり更新忘れ。

黄色の人は更新を!



ナンバープレートのステッカーで、
自賠責保険・共済の有効期限の確認を。
更新せずに乗ると、処罰の対象になります。



自賠責って?

交通事故の被害者の救済や、万が一加害者になった際の損害賠償を補填するための保険(共済)制度です。車やバイクの販売店等で簡単に加入できます! 詳しくは特設サイトをご確認ください。

自賠責が必要な乗り物は?

自動車やバイク・原付はもちろん、モベット(ペダル付き原付)や電動キックボードにも自賠責の加入義務があります。



ステッカーで有効期限をチェック!

250cc以下のバイク/原付/電動キックボード等の場合



ナンバープレートのステッカーで有効期限をチェック!
※ステッカーの色は金7色あり、年ごとに異なります。



自動車/250cc超のバイクの場合



車検のステッカーで有効期限をチェック!



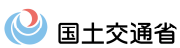
詳しくはこちら!

自賠責特設サイト
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki-renew/index.html>



! 無保険(共済)車・無車検車を見かけたら

無保険車通報窓口 検索
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html



一般社団法人日本損害保険協会 一般社団法人外国損害保険協会  一般社団法人日本損害保険代理業協会  JA共済  こくみん共済  全自共  交協連

自賠責保険・共済

(表)

この乗り物、自賠責が必要です！

電動キックボードにも
自賠責が必要です！

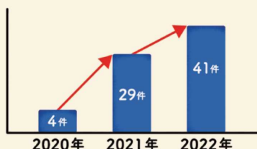
加入せずに乗ると、1年以下の懲役または50万円以下の罰金の対象になります。忘れずに、自賠責に加入しましょう！



電動キックボードに関連する交通事故件数

2年で10倍以上になるなど、事故の数が増えています。中には、大きなケガを引き起こす事故も発生しています。

電動キックボードに関連する交通事故



※電動キックボードが第1当事者又は第2当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計

交通事故の被害におけるご相談先

国土交通省では、各種団体や病院と連携して交通事故の被害者に対してさまざまな救済対策を行っています。

交通事故被害者向けのパンフレット

自賠責保険・共済に関する情報や交通事故にあわれた被害者や家族が必要とする情報について分かりやすく解説した、交通事故被害者向けのパンフレットを制作しています。



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000123.html

交通事故にあったときは 交通事故被害者ノート

交通事故に関する相談先の紹介、介助料の支給、短期入院費用の助成、療養施設の運営、交通違反などに対する育成資金の無利子貸付など

独立行政法人 自動車事故対策機構(ナスバ) <https://www.nasva.go.jp>
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1アルカイト19階
ナスバ交通事故被害者ホットライン

電話 0570-000738

IP電話からは 03-6853-8002



交通違反などに対する育成給付金、生活資金、入学資金の支給など

公益財団法人 交通違反等育成基金 <https://www.kotsuji.or.jp>

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

電話 0120-16-3611

自賠責の支払いに関して紛争が生じた場合など

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp>

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本ビル11階

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3-2-15 モリス本町ビル2階

電話 0120-159-700

自動車事故の相談・示談あっ旋・電話相談など(無料)

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 <https://n-tacc.or.jp>

弁護士会館14階(本部) ほか全国一律 (通話料有)

弁護士による無料の電話相談 電話 0120-078325

(通話料有) IP電話からは 03-3581-1770

無保険(共済)車・無車検車を
見かけたら…

無保険車通報窓口



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

交通事故からあなたの未来を守る
自賠責保険・共済のご案内



黄色の人は更新を!

6年9月 自賠責

ナンバープレートのステッカーで自賠責保険・共済の有効期限の確認を。更新せずに乗ると、処罰の対象になります。



自賠責保険・共済

(裏)

もしもの時、相手や自分を守る ために。自賠責への加入は、車やバイク、原付等を運転する人の義務です。

自賠責って?

交通事故の被害者の救済や、もしも加害者になった際の損害賠償を補填するための保険(共済)制度です。車やバイク(原付等を含む)1台ごとに加入義務があります。

○ 保険料・共済掛金一覧 (令和5年4月時点)

※離島及び沖縄県以外の地域における保険料・共済掛金 (単位:円)

	60ヵ月	48ヵ月	36ヵ月	24ヵ月	12ヵ月
自家用乗用自動車	—	—	23,690	17,650	11,500
軽自動車(検査対象車)	—	—	23,520	17,540	11,440
小型二輪自動車(250cc以下)	—	—	10,490	8,760	7,010
軽二輪自動車(126~250cc)	14,200	12,470	10,710	8,920	7,100
原動機付自転車 [※] (125cc以下)	13,310	11,760	10,170	8,560	6,910

※電動キックボード、モペット(ペダル付原付)等含む。

自賠責に入らないとどうなるの?

- 多額の賠償金を自分で払うことになります。支払えない場合は一時的に国が立て替えますが、後に加害者に全額請求されます。(死亡事故における自賠責保険平均支払額2,500万円)
- 免許停止等の処罰の対象になります。1年以下の懲役または50万円以下の罰金の対象になります。さらに、違反点数6点が付加され、即座に免許停止処分になります。

交通事故の被害者数 (令和4年) (出典:警察庁交通局)

交通事故件数 **300,839件**
死傷者数 **359,211人**



交通事故は、他人事ではありません。自賠責で、もしもに備えましょう。

自賠責の支払い限度額は?

交通事故の損害に応じて、被害者1人ごとに賠償金が支払われますが、その金額には限度額があります。加害者が支払いに応じないときなどは、被害者は自賠責に加入している損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合に対し、賠償金を直接請求できます。

○ 損害の範囲・支払限度額表

損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料 最高120万円
後遺障害による損害	● 神経系統・精神・胸腹部障害に著しい障害を認めたとき:最高4,000万円 常時介護のとき:最高3,000万円 ● 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円 第14級:最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料 最高3,000万円
死亡に至るまでの傷害による損害	治療関係費、文書料 休業損害、慰謝料 最高120万円

事故被害者支援について

賠償金の補填だけでなく、様々な形で交通事故被害者の生活を支援しています。

療養施設による治療・看護・リハビリ支援



在宅ケアの介護士の支援やグループホームの開設支援



ステッカーで有効期限をチェック!

250cc以下のバイク/原付/電動キックボード等の場合



ナンバープレートのステッカーで有効期限をチェック!
※ステッカーの色は7色あり、年ごとに異なります。



自動車/250cc超のバイクの場合



車検のステッカーで有効期限をチェック!



貼替忘れにご注意!

	自賠責ステッカー	車検ステッカー
ステッカーを貼らずに運転した場合	30万円以下の罰金	50万円以下の罰金
有効期限切れステッカーを表示した場合	20万円以下の罰金	30万円以下の罰金
根拠となる法令	自動車損害賠償保障法	道路運送車両法

自賠責の加入は簡単です!

車やバイクの販売店・保険(共済)代理店をはじめ、各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合で簡単な手続きで加入できます! 250cc以下のバイク(原付等含む)なら、一部のコンビニ・郵便局・インターネット等でも加入できます!



詳しくはこちら! <https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki-renew/index.html>



一自転車は自賠責に加入できません!

保険・共済への加入を希望される場合は、各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合や保険(共済)代理店へお問い合わせください。